

資料III-6

政府調達に関する自主的措置におけるＳＤＲ基準額の円貨換算レート

政府調達に関する自主的措置におけるＳＤＲ基準額については、平成30年1月22日付官報掲載の財務省告示第20号を基礎として、下記のとおり円貨換算レートが定められている。（平成30年4月1日より平成32年3月31日までの間に締結される調達契約について適用。）

記

500 SDRの邦貨	7万5,000円
10万SDRの邦貨	1,500万円
38.5万SDRの邦貨	5,800万円
80万SDRの邦貨	1億2,000万円
200万SDRの邦貨	3億円
500万SDRの邦貨	7億5,000万円